

職員の懲戒処分について

1 被処分者

- (1) 氏 名
(2) 所属・職種 自動車部烏丸営業所・運転士
(3) 年齢・性別 55歳・男性
(4) 採用年月日 平成12年3月24日（勤続22年5か月）

2 事案内容

- 被処分者は、令和4年8月13日（土）午後1時7分頃、206号系統に乗務し、東山五条交差点から南に約100m手前の東大路通第一車線を北向きに走行中、右折専用車線である第二車線から市バス車両の前に車線変更しようとした軽自動車（以下「関係車両」という。）に対して、約8秒間クラクションを使用しながら前進を続け、車線変更を妨害しました。その後、市バス車両の前方に車線変更した関係車両に対して、バスを加速させて車間距離を詰め、約3秒間クラクションを使用しました。
- また、東山五条交差点を通過後、関係車両が再び第二車線に車線変更し、第一車線を走行する市バス車両と並行して停車した際、被処分者は運転席横の窓を開け、関係車両に対し、右手人差し指を突き付けました。
- さらに、関係車両の前方に進行し、二車線を跨ぐ状態でバスを停車させるなど、約1分20秒間、関係車両を含む後続車両の進行を妨害しました。

3 事実確認

事案発生当日、関係車両の運転者から「京都いつでもコール」のメールフォームを通じて申告があり、令和4年8月15日（月）、その内容が交通局へ情報提供されました。これを受け、運行管理者がドライブレコーダー映像を確認し、被処分者が不適切な運転を行ったことを確認したため、被処分者へ事情聴取を行いました。

なお、事案発覚後、被処分者には乗務をさせていません。

4 処分

(1) 処分内容

本日（令和4年9月9日（金））付けて停職6月の懲戒処分を発令しました。

(2) 処分理由

被処分者の行為は、運行の安全確保及び乗客サービスに努めるとともに誠実に職務を遂行しなければならないこと等を定めた「京都市交通局職員服務規程」及び「京都市乗合自動車運転取扱規程」に違反するものです。

安全運行を第一の使命とする市バス運転士でありながら、関係車両の運転者に加え、市バス車内のお客様、周囲の車両に対して危険を生じさせる被処分者の行為は、プロのドライバーとして言語道断であるのみならず、全体の奉仕者である公務員として許されざる悪質な行為です。

加えて、被処分者は、これまで、事故を複数回発生させていたほか、お客様や他車に対する不適切な態度、言動等により再三注意、指導を受け、その都度、勤務態度を改め職務に精励するという決意を表明していたにもかかわらず、本事案を発生させており、その責任は極めて重大であることから、停職6月の処分としました。

5 再発防止

- ・ 令和4年9月8日（木）に「きょうかん推進委員会」を開催するとともに、全職員に対し、管理者名での通達を発出し、危機感の共有と、交通局職員としての自覚と責任を持った適切な業務遂行を厳命しました。加えて、本日、委託先営業所を含めた全営業所長が出席する「全市バス安全運行推進会議」を開催し、自動車部安全統括管理者から、市バス運転士としての安全意識と倫理観を持った業務遂行を指示し、安全運行への意識の再徹底を図ります。
- ・ 本事案を受け、直営営業所の全運転士を対象に毎年実施している「事故防止重点研修」の機会を捉えて、令和4年8月22日（月）から、公務員倫理及び服務規律の重要性を強く認識させ、道路交通法をはじめとした安全運行に係る法令遵守について、改めて運転士一人一人に対して再徹底を図っているところです。